

議第58号

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を

改正する条例案

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

塚原新田優良田園住宅 地区計画区域	令和2年三島市告示第64号により地区整備計画が定められた区域
----------------------	--------------------------------

別表第2に次のように加える。

<p>塚原新田優良田園住宅地区計画区域</p>		<p>(1) 1戸建住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの (3) 次に掲げる建築物で公園又は緑地に建築するもの ア 公園施設 イ 防災施設 ウ 便所 エ 休憩所</p>	<p>最高限度 10分の5</p>	<p>10分の3</p>	<p>300平方メートル。ただし、次に掲げる建築物で公園又は緑地に建築するものについては、この限りでない。 (1) 公園施設 (2) 防災施設 (3) 便所 (4) 休憩所</p>	<p>道路境界線から3メートル（幅員6メートル未満の道路にあっては、2メートル）で、かつ、隣地境界線から2メートル。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 建築物（附属する建築物は除く。）の部分であって、その外壁等の面の長さが3メートル以下で、かつ、当該外壁等</p>	<p>最高限度 10メートル（軒の高さにあっては、8メートル）</p>
-------------------------	--	--	-------------------	--------------	--	---	-------------------------------------

の面から
道路境界
線（歩行
者専用道
路の境界
線を含む。
）までの
距離が1
メートル
以上の
もの

(2) 軒の高
さが2.3
メートル
以下で、
かつ、床
面積の合
計が5平
方メートル
以下の
別棟の物
置その他
これに類
する用途
に供する
建築物

(3) 高さが
3メートル
以下、
床面積の

						合計が 30 平方メー トル以下 で、かつ、階数 が 1 の壁 を有しな い別棟の 車庫 (4) 次に掲 げる建築 物で公園 又は緑地 に建築す るもの ア 公園 施設 イ 防災 施設 ウ 便所 エ 休憩 所	
--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

三島市長 豊 岡 武 士